

久万高原町新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金

(令和3年度)

1. 給付対象者

給付金の対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した町内の事業者のうち、次の要件に該当する事業者が対象です。

- (1) 登記上の本店所在地(個人事業主は住所地)を町内に有する者
- (2) 令和2年以前から町内で事業収入(売上)を得ている者
- (3) 今後も事業を継続する意思がある者

2. 給付金の額

給付金の額は、1回の給付に対し法人は20万円、個人は10万円を上限とします(対象月が4～6月は法人40万円、個人20万円が上限)。1万円未満は切り捨てとします。

対象月ごとに、最大4回まで受給できます。

※ 対象月：1～3月、4～6月、7～9月、10～12月

3. 申請期間

令和3年4月1日～令和4年3月12日まで

※ 早めの申請をお願いします。

【提出書類】

- ① 久万高原町新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金交付申請書
- ② 事業継続給付金チェックシート
- ③ 添付書類

・法人の場合

提出書類	確認
確定申告書類(別表第一1枚、法人事業概況説明書2枚) ※算定対象となる月を含むこと	
算定対象となる月の売上台帳等	

・個人事業主の場合

提出書類	確認
確定申告書類(別表第一1枚、所得税青色申告決算書2枚(青色申告の場合のみ))又は住民税申告書類 ※算定対象となる月を含むこと	
算定対象となる月の売上台帳等	

詳しくは、「久万高原町新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金交付要綱」をご覧ください。